

公 示 日:2026 年 10 月 7 日(水)

調達管理番号:26a00801

国 名:インドネシア国

担 当 部 署:人間開発部保健第二グループ保健第四チーム

調 達 件 名:インドネシア国介護人材能力強化プロジェクト(業務調整)(現地滞在型)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :業務調整
- (2) 格 付 :4 号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 在勤地:ジャカルタ
- (5) 契約履行期間(予定):2026 年 12 月上旬から 2028 年 4 月下旬
- (6) 渡航期間:2027 年 4 月上旬から 2028 年 4 月中旬予定
- (7) 業務量の目途:12.5 人月

2. 業務の背景

インドネシアでは出生率の減少と平均寿命の延伸により人口構造は変化しつつあり、人口に占める 65 歳以上の割合は 2023 年に 7%を超えて高齢化社会に突入している。2047 年には 14%を超えて高齢社会になると推計されているが(出典:World Population Prospects 2022)、7%を超えてから 14%を超えるまでの期間(24 年)は日本(1970-1994 年の 24 年)と同じである。このように高齢化の進展が見込まれることから、インドネシア政府は高齢社会に向けた国家戦略(National Strategy for Aging Society)(2021 年)を制定し、高齢者の健康状態と生活の質の改善に取り組んでいる。

インドネシアにおいて、現状では家族によるケアを望んでいる高齢者が多く、家族によるケアが中心となっているが、ケアの質や、一人暮らしの高齢者及び高度な

ケアが必要な高齢者への対応が課題とされている（出典：アジア開発銀行 Country diagnostic study on long-term care in Indonesia 2021）。また、看護師資格を持つ者が高齢者のケアを行う事例はあるが、日本の「介護」に相当する概念はなく、日本の介護福祉士のような専門職（国家資格）もない。この状況に対し、インドネシア保健省の 5 か年戦略計画（Strategic Plan of the Ministry of Health 2020-2024）では、保健省、社会省（Ministry of Social Affairs）、労働省（Ministry of Manpower）が合同で高齢者向けサービスを提供する人材の育成について検討を行うこととしている。さらに保健省が進める改革（Indonesian Health Transformation）の中で、保健省が所管する保健分野の人材育成機関（高等学校等修了者を対象）である 38 のヘルスポリテクニクの強化を推進している。その取り組みの1つが高齢者に対するケアの国内および国際的な需要の高まりに対応できるようにヘルスポリテクニクの教育内容を拡充することであり、本事業はこの拡充における重要事業と位置づけられる。

本プロジェクトは、高齢者のケア（KAIGO）及び日本語の学習のために、モジュールと関連教材を作成し、それらを用いた授業を実施できる教員を養成する。同モジュールに基づく教育が実施されることで、協力対象のヘルスポリテクニクの高齢者ケアの対応力に寄与することを目指す。

JICA は 2025 年 4 月 16 日から 2028 年 4 月 15 日の 3 年間の予定で本プロジェクトを実施中である。

なお、「案件概要表」は別紙1のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、プロジェクト目標達成に向けた事業の運営及び活動促進を実施することを目的として派遣する。本専門家に期待される成果は以下のとおり。

- ・モニタリングが適切に実施される。これにより、実施上の課題や計画の変更等の必要性が適時に関係者に共有され、議論されるための連絡・調整を行い、問題解決に寄与する。
- ・適切な公金管理が実施される。
- ・関係者間で必要な情報共有、意見交換が実施される。

4. 業務の内容

- ① チーフアドバイザーの行う運営管理業務や各種報告書作成業務を補佐する。

- ② 年間計画(専門家派遣計画、研修員受入計画、機材供与計画、在外事業強化費執行計画等)の進捗状況の管理を行う。
- ③ 合同調整委員会(JCC)等のプロジェクトに関連する会議の企画、準備、当日の運営等について支援する。
- ④ 各種の広報活動を通してプロジェクトを積極的に宣伝する。
- ⑤ プロジェクトの専門家の行う技術移転が円滑に実施されるために必要な調整・支援を行う。
- ⑥ プロジェクトの円滑な実施に支障が生じた場合、関係機関、チーフアドバイザーと連携し、その解決にあたる。
- ⑦ 日本側チームの活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、その計画的な執行を図る。
- ⑧ 相手国、JICA、日本人専門家間の連絡・調整役として、JICA 事務所等と協議をしつつ活動の効率化を図る。
- ⑨ 年次計画の進行に支障となる事項(機材通関、C/P の配置、相手国の予算等)に常時注意を払い、問題が生じた場合には、相手国、日本大使館、JICA 事務所等について十分に協議し、その打開策を見つけ出すとともにその解決の促進を図る。
- ⑩ 保健セクター及び人材育成関連分野で実施される他の JICA プロジェクトや開発援助機関の活動、保健省の動向を把握し、他の専門家とともに連携を図る。
- ⑪ 民間企業、自治体など日本の介護業界のインドネシアでの取り組みに関する情報収集を行う。またこれら関係者からプロジェクト活動視察の希望があった場合には受入れにかかる調整を行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	プロジェクト終了に向けてプロジェクト目標の達成及び終了後の持続性確保のために業務調整としてどのように貢献できるか。	②、③、⑤、⑥、⑧、⑨
2	長期専門家、短期専門家、プロジェクトアシスタント、保健省、ヘルスポリテクニク教員等、多数の関係者	⑥、⑧、⑨

	がいる中でどのように円滑に活動を促進するか。	
--	------------------------	--

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	JICA 業務調整員の経験
語学の種類	英語 インドネシア語(望ましい)

※特に、インドネシアでの業務調整経験を有する場合に高く評価します。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	言語	形態	部数
3 か月報告書	渡航開始より3 か月ごと ¹	国際協力調達部(CC:人間開発部)	日本語	電子データ	-
業務進捗報告書	渡航開始より6 か月ごと	国際協力調達部 (CC:人間開発部、インドネシア事務所)	日本語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部(CC:国際協力調達部、インドネシア事務所)	日本語	電子データ	-

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 2027 年 4 月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

¹ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。本専門家はウ業務調整専門家(2025年4月～2027年4月派遣中)の後任になります。

ア チーフアドバイザー

イ 介護人材育成

ウ 業務調整

エ 日本語教育

※ ア～イは直営の長期専門家として派遣。

※ エは業務実施契約に基づき実施(3年間で全10回程度の短期渡航)。

※ その他、介護分野の短期専門家の派遣可能性もあります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・インドネシア介護人材能力強化プロジェクト R/D

・インドネシア介護人材能力強化プロジェクト モニタリングシート

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・インドネシア介護人材能力強化プロジェクト 事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2024_20194100_21s.pdf

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 10月 21日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 10月 27日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 11月 5日 13時30～15時
4	評価結果の通知	2026年 11月 10日まで

8. 応募条件等

(1) 参加資格のない者等:特になし

(2) 家 族 帯 同:可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数: 1 部
- (3) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法:Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。
- ・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポ

ーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬:

家族帯同の有無		本人のみ(家族帯同無)	家族帯同有
月額(円/月)	法人	1,012,000	1,149,000
	個人	767,000	903,000

② 教育費:

就学形態		3 歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額(円/月)	日本人学校	43,000	68,900	-
	インターナショナル		377,600	332,100

	ルスクール／現 地校			
--	---------------	--	--	--

③ 住居費:2,800ドル／月

④ 航空賃(往復):697,150 円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空 港 送 迎:到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全:安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ:なし
- エ) 通 訳 備 上:なし
- オ) 執務スペースの提供:保健省内における執務スペース提供(ネット環境完備予定)
- カ) 公用旅券:日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3)安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4)臨時会計役の委嘱²

業務に必要な経費については、JICAインドネシア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。関連するオリエンテーション(オンデマンド)の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

以上

² 臨時会計役の職務は、通常は業務調整専門家が担当しています。しかしながら、業務調整専門家が長期間不在となった場合等は、当職務を委嘱する可能性があります。

案件概要表

1. 案件名(国名)

国名： インドネシア共和国(インドネシア)

案件名： 介護人材能力強化プロジェクト

Project of Enhancement of Caregiver Competency

2. 事業の背景と必要性

(1)当該国における保健セクター(介護人材分野)の開発の現状・課題及び本事業の位置付け

インドネシアでは出生率の減少と平均寿命の延伸により人口構造は変化しつつあり、人口に占める 65 歳以上の割合は 2023 年に 7%を超えて高齢化社会に突入している。2047 年には 14%を超えて高齢社会になると推計されているが(出典: World Population Prospects 2022)、7%を超えてから 14%を超えるまでの期間(24 年)は日本(1970~1994 年の 24 年)と同じである。このように高齢化の進展が見込まれることから、インドネシア政府は高齢社会に向けた国家戦略(National Strategy for Aging Society)(2021 年)を制定し、高齢者の健康状態と生活の質の改善に取り組んでいる。

インドネシアにおいて、高齢者は家族によるケアを望んでおり、現状、家族によるケアが中心となっているが、ケアの質や、一人暮らしの高齢者及び高度なケアが必要な高齢者への対応が課題とされている(出典:アジア開発銀行 Country diagnostic study on long-term care in Indonesia 2021)。また、看護師資格を持つ者が高齢者のケアを行う事例はあるが、日本の介護³に相当する概念はなく、日本の介護福祉士のような専門職(国家資格)もない。この状況に対し、インドネシア保健省の 5 か年戦略計画(Strategic Plan of the Ministry of Health 2020-2024)では、保健省、社会省(Ministry of Social Affairs)、労働省(Ministry of Manpower)が合同で高齢者向けサービスを提供する人材の育成について検討を行うこととしている。さらに保健省が進める改革(Indonesian Health Transformation)の中で、保健省が所管する保健分野の人材育成機関(高等学校等修了者を対象)である 38 のヘルスポリテクニクの強化を推進している。その取り組みの1つが高齢者に対するケアの国内および国際的な需要の高まりに対応できる

³ 日本における介護には、介護を必要とする高齢者を寝たきりにしないための「自立支援」、本人の望む暮らし方にむけた「尊厳の保持」という考え方がある(出典: 内閣官房健康・医療戦略室、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kenkouiryou/jp/pdf/nursing_care.pdf)。

ようにヘルスポリテクニクの教育内容を拡充することであり、本事業はこの拡充における重要事業と位置づけられる。

(2)インドネシアの保健セクター(介護人材)に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対インドネシア共和国国別開発協力方針(2017 年 9 月)の重点分野として「均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援」を掲げている。また、日本政府の「アジア健康構想」では、日本的介護の紹介、人材還流、教育等に取り組みされており、インドネシア政府と人材育成・介護サービス分野を含む協力覚書を署名している(2020 年 10 月)。

さらに、JICA 課題別事業戦略「保健医療」では、高齢化の進展が顕著な東南アジア、中南米を中心に高齢化対策支援に取り組み、将来的にはクラスター化も視野に入れた協力を進めていく方針としている。このように、本事業は JICA の協力方針・戦略にも一致した取り組みと位置づけられる。

本事業は、介護人材の能力強化を通じて、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に貢献すると考えられる。

(3)他の援助機関の対応

保健医療分野ではプライマリヘルスケア強化、検査室強化(以上、アジア開発銀行)、栄養改善、結核対策、医療保険改革(以上、世界銀行)などの取り組みがある。

高齢社会対策関連では、アジア開発銀行が Indonesia Country Diagnostic Study long-term-care 報告書を発表している(2021 年)ほか、国家開発省をカウンターパートとして Community based long term care プロジェクト(2019 年~2023 年)の取り組みがある。

ヘルスポリテクニク強化については、WHO が看護国際コース及び看護師の継続教育について取り組んでいる。

海外での就労関連では、ドイツ国際協力公社(German Agency for International Cooperation)が 2013 年からインドネシアを含む数か国で Sustainable recruitment of nurses(Triple Win)を実施し、ドイツへの海外就労促進に取り組んでいる。

3. 事業概要

(1)事業目的

高齢者のケア(KAIGO⁴)及び日本語の学習のために、モジュールと関連教材の作成及びそれらを用いた授業を実施できる教員を養成することにより、協力対象のヘルスポリテクニクで同モジュールに基づく教育が実施され、もって、ヘルスポリテクニクのインドネシア国内外における高齢者ケア対応力強化に寄与するもの⁵。

(2)プロジェクトサイト／対象地域名

保健省(ジャカルタ首都特別州)

ヘルスポリテクニク3か所程度(ヘルスポリテクニクの優先分野、実施体制、地理的分散、他機関からの支援状況、専門家が活動するための治安状況などを考慮して決定する。)

(3)本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:保健省人材総局及びヘルスポリテクニクの職員・教員

最終受益者:ヘルスポリテクニクの学生、卒業生、地域住民

(4)総事業費(日本側)2.3 億円

(5)事業実施期間

2025 年 4 月～2028 年 4 月を予定(計 36 カ月)

(6)事業実施体制

保健省保健人材総局(Directorate General of Health Workforce, Ministry of Health)

(7)投入(インプット)

1)日本側

- ① 専門家派遣 (合計約 120 人月): (チーフアドバイザー、業務調整、介護人材育成、日本語教育等)
- ② 研修員受け入れ:「介護人材育成」分野等、本事業の実施に必要な分野の研修
- ③ 機材供与:プロジェクトの実施に必要な双方が合意した分野の機材

2)インドネシア国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

⁴ 本事業では、既存の保健分野の人材育成における高齢者のケアに関する学習内容を踏まえつつ、脚注3に記載したような日本の介護の考え方に基づくモジュール開発を行う。日本の介護を一語で表せる英語・インドネシア語の適当な単語が確認できなかったことから、本事業では介護をアルファベットで表記(KAIGO)することをインドネシア側と合意した。

⁵ インドネシアには介護に関する体系だったカリキュラムはないが(2024年3月時点)、本事業でモジュールを作成することにより、介護を学ぶ学生が増加し、今後予想されている国内外双方の需要増への対応に寄与することが見込まれる。

(8)他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1)我が国の援助活動

「看護実践能力強化プロジェクト」(2012～2017 年)で、看護師の継続教育のための研修プログラム(老年看護含む)を作成することを支援した。本プロジェクトではヘルスポリテクニクにおける看護師養成コースでの協力を行うものである。

このほか、高齢社会対策関連の課題別研修にインドネシアから参加した実績がある。

2)他の開発協力機関等の活動

ADB は国家開発省をカウンターパートとして Community based long term care プロジェクトを実施し、ケアを必要としている高齢者とプスケスマス(県や市が運営する施設。初期医療の中心的役割を担い、予防活動、健康教育、分娩等も行っている。)や自治体のソーシャルワーカー等につなげ、必要なサービスの提供、状況のモニタリングを継続できるような仕組みづくり支援(人と人をつなげる仕組み及びモニタリング用のデータベース、デジタルプラットフォームの構築等)を行なった(2019～2023 年)。本事業では高齢者の介護をしている親族、近隣住民、ボランティアを支援するプスケスマスの職員のスキルなどの向上のために、ヘルスポリテクニクが協力することも検討していることからADBの経験や知見等が活用できるよう連携を進める。

WHO はヘルスポリテクニク看護国際コース用モジュール(英語)及び看護師継続教育用研修モジュールの作成の支援を実施している(2024 年 3 月時点)。本事業ではヘルスポリテクニクで介護モジュールの作成支援を行うことから、WHO がポリテクニクのモジュール開発に関連して有するノウハウの活用ができるよう連携を進める。

(9)環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1)環境社会配慮

①カテゴリ分類 C

②カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業でヘルスポリテクニクのカリキュラムに高齢者のケアに関連するモジュールが追加されることにより、同モジュール履修生が提供する高齢者ケアの質が向上し、高齢者の身体・精神的な状況の改善に寄与することが見込まれる。

プスケスマスは高齢者のケアを担っている家族への支援をおこなっていることから、本事業でヘルスポリテクニクとプスケスマスの連携が強化されることにより、家族への支援内容の質が向上し、高齢者及びその家族の身体・精神的な状況の改善に

寄与することも見込まれる。

3) ジェンダー分類:

【対象外】■(GI)ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

＜分類理由＞調査にて社会・ジェンダー分析がなされ、ジェンダー視点に立ったモジュールの作成、講師育成や啓発活動を行うことを先方政府と確認したものの、具体的な指標の設定に至らなかったため。

(10)その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

(1)上位目標:

国内外における高齢者ケアの需要増加に対応するため、選定されたヘルスポリテクニクが強化される。

指標及び目標値:

- ・本プロジェクトにより開発されたモジュールを使用する研修機関、団体、企業の数 (0→37)
- ・選定されたヘルスポリテクニク対象コースの卒業生の就職者数 (320 人→350 人)
- ・選定されたヘルスポリテクニク対象コースの卒業生の就職率 (65%→75%)
- ・選定されたヘルスポリテクニク対象コースの卒業生のうち日本で就労している人数 (16 人→XX 人)

(注)対象コースとは、プロジェクトで作成したモジュールが追加されたコースを指す。

(2)プロジェクト目標:

プロジェクトで開発されたモジュールと関連教材が、選定されたヘルスポリテクニクの既存のコースで採用される。

指標及び目標値:

- ・選定されたすべてのヘルスポリテクニクが、本プロジェクトで開発された高齢者ケアサービスのモジュールを採用している。
- ・本事業プロジェクトで開発されたモジュールで学んだ学生数(0 人→2,298 人)

(3)成果:

成果1:高齢者ケアサービス(KAIGO)のスキルと介護の背景にある日本文化を学ぶために必要なモジュールが開発される。

成果2:ケアサービスに必要な日本語のモジュールが開発される。

成果3:本プロジェクトで開発されたモジュールが、より広範囲に活用されることを目指し、他のヘルスポリテクニクや関連機関に紹介される。

成果4:インドネシアにおける高齢者ケアサービス(KAIGO)の適切な人材育成・配置のための全体計画・対策案が検討・提案される。

(4)主な活動:

- ・インドネシアにおける高齢者ケアサービスの現状及びヘルスポリテクニクでの日本語教育の現状を分析し、モジュール作成・試行、教員の養成を行う。
- ・開発されたモジュールを他のヘルスポリテクニクや関連機関に紹介する。
- ・高齢者の介護を担っている親族、近隣住民、ボランティアを支援する医療従事者のスキル向上のため、ヘルスポリテクニクとプスケスマスとの協力を検討する。

5. 前提条件・外部条件

(1)前提条件

協力対象のヘルスポリテクニクが高齢者のケア及びケアに必要な日本語の学習のためのモジュールの導入を受け入れる。

(2)外部条件

- ・本事業で養成されたヘルスポリテクニクの教員が大量に離職しない。
- ・選定されたヘルスポリテクニクが介護技術や日本語に関する教育プログラムを優先的に取り組む続ける。
- ・本事業で開発したモジュールを組み込んだカリキュラムをヘルスポリテクニクで実施するという保健省の施策が継続する。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア「看護実践能力強化プロジェクト」(事後評価年度:2022 年度)では、職能団体であるインドネシア国家看護協会、インドネシア救急災害看護協会などの外部協力機関がプロジェクトのワーキンググループや保健省、大学、病院に対して技術的サポートを実施した。事後評価では、専門性の維持・向上を図り、研究発表会、講演会の開催や、会報などの発行を通して、会員同士の交流などの役目も果たす機関である職能団体から協力を得られたことは、プロジェクトの成果の普及という活動を促進し、限られた協力期間・保健省等の予算のなかで実施するプロジェクトの効率性を一定程度高めたと考えられている。本事業でも、関係する職能団体が存在する場合には協力することをプロジェクト計画に反映させた。

ラオス「看護助産人材育成強化プロジェクト」(事後評価年度:2013 年度)では、事後評価時、プロジェクトで始められた活動の継続や成果・効果の持続がみられたが、

それを客観的かつ定量的に検証することが困難であった。これは、成果・効果のモニタリングツールが定義されておらず、プロジェクト完了後の活動や関連データが記録されていなかったことによるものであり、プロジェクト実施中にモニタリング・評価ツールの開発にかかる支援・助言を実施機関に行うことが望ましいと指摘されている。本事業では、ヘルスポリテクニクでの教育効果のモニタリング方法について協力期間中に検討することをプロジェクト計画に反映させた。

パキスタン「ハイバル・パフトゥンハー州技術・職業訓練能力強化プロジェクト」(事後評価年度:2020年度)では、事後評価時に卒業生の就職状況に関する統計を入手できなかったことから、職業訓練の事業では、事業期間中に、卒業後の就業などの卒業生の統計データシステムを整備すること、また卒業生の交流を促進する活動を実施することが望ましいことが指摘されている。本事業では、ヘルスポリテクニクコース修了生の就職状況など修了後の活動状況を把握する方法の検討(卒業生交流促進としての Alumni News 発行等も想定)を協力期間中に検討することをプロジェクト計画に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、ヘルスポリテクニクに介護等のモジュールを追加することを通じて高齢者ケア対応能力の強化に資するものであり、SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1)今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2)今後の評価スケジュール

事業完了 3 年後 事後評価

以 上